

令和5年5月10日

保護者様

長崎市教育委員会
健康教育課長
学校教育課長
長崎市立坂本小学校
校長 本多 孝臣

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より新型コロナウイルス感染拡大防止への様々なご協力とご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、5月8日付で、新型コロナウイルス感染症は、5類感染症に移行することとなり、文科省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も改定されました。主な内容及びその留意事項等については、次のとおりです。

学校でもこれらを参考とした上で、感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう積極的な取組を行ってまいりますが、ご家庭でも次の点についてご確認をお願いします。ご不明な点等ありましたら、下記担当までお問合せください。

(1) 感染状況が落ち着いている平時において

- ・家庭と連携し、児童生徒の健康状態の把握を行います。
(その際、これまでの健康観察記録表の提出は不要となります)
※発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。
無理をして登校しないようにしましょう。
- ・適切な換気を行いましょう。
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットを行いましょう。
- ・学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・学校給食の場面においては、「黙食」の必要はありません。

(2) 地域や学校において感染が流行している場合

- 活動場面に応じて、
- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に行なうことがあります。

(3) 児童生徒の感染が判明した場合

- ・学校保健安全法に基づく出席停止の措置を行います。
その期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
※出席停止が解除された後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・これまでの濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、同居家族が感染した場合も出席停止の対象にはなりません。